（別紙様式５－１）

年　　月　　日

（証明書発行機関長名を記載）　殿

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書

　「インド向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成30年６月22日付け生食発0622第８号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づき、下記輸出水産食品に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

１．輸出水産食品の詳細

（１）水産食品の詳細

①一般名及び学名：

②状態又は加工方法：

③包装の種類：

④数量及び重量

⑤保管及び輸送時の温度：

（２）水産食品の由来

①登録施設の名称、登録番号及び住所

②荷送人の名称及び住所

（３）水産食品の到着地

①出発地及び到着地

②輸送方法、コンテナ番号及び封印番号

③荷受人の名称及び住所

２．食品衛生監視員による監視指導の結果、登録施設が一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類（食品衛生監視票等）の発行日及び番号（証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。）

３．同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果

　　なし・あり（ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入）

４．誓約事項

　当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

（１）上記の記載事項が正しいこと。

（２）関税法第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

（５）本要領に基づく証明書発行対象であるインド向け輸出水産食品（別紙様式６の証明事項４）及び５）に係る証明事項を必要としない水産食品）である旨を、農林水産省ホームページで確認すること。

（６）インド政府が要求する以下の条件を満たすものであること。

ア．輸出品は、登録施設により日本の食品衛生法に基づき生産・加工されていること。

イ．輸出品は、所管官庁の監督の下、衛生的な条件下で加工、梱包、保管、輸送されていること。

ウ．輸出品は、インドで規制されている病原菌、有害物質及び異物を含んでいないこと。

５．担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）

（申請書の記載に関する注意事項）

　１．１．の記入は日本語、英語併記によること。

　２．「一般名及び学名」については、魚種が判明する程度加工された製品にあっては、当該食品の英名及び学名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称とともに原料（魚種）の英名及び学名を記載すること。なお、学名はラテン語で記載すること。

「状態又は加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の水産食品の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の水産食品の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「出発地及び到着地」については、港や空港の名称を記載すること。